

電気工事業開始通知の申請

契約電力500kw未満の自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営もうとする者（建設業法に基づく許可を受けている者を除く）は、事業を開始しようとする日の10日前までに、その旨を通知しなければなりません。（通知電気工事業者）

また、建設業法に基づく許可を受けた建設業者が、契約電力500kw未満の自家用電気工作物のみに係る電気工事業を開始した場合は、遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

（みなし通知電気工事業者）

◎ 通知・みなし通知電気工事業者の場合、手数料は全て不要です。

◎ 申請書類は2部提出してください。（1部は控えとして添付番号記載のうえお渡します）
通知に必要な書類

通知電気工事業者	みなし通知電気工事業者
• 電気工事業開始通知書 《様式第14の2（第10条の2）》	• 電気工事業開始通知書 《様式第21（第26条）》
• 誓約書（個人の場合：通知用例示1） （法人の場合：通知用例示2）	• 誓約書（個人の場合：通知用例示1） （法人の場合：通知用例示2）
<法人の場合> • 登記事項証明書（3カ月以内）	• 建設業の許可通知書の写し

記入上の注意

- 住所及び氏名は、住民票もしくは登記事項証明書通りに記入して下さい。
- 住所と営業所が異なる場合、住所には住民票所在地を記載し、所在の場所（所在地）には、営業所の所在地を記載して下さい。

(様式第14の2 第10条の2)

電気工事業開始通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

大阪府知事 殿

住 所

電 話 番 号 (- -)

ツガナ

氏名又は名称

ツガナ

法人にあつては
代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、
次のとおり通知します。

1 営業所

営業所の名称	所在の場所

2 法人にあつては、その役員の氏名

3 電気工事業の開始予定年月日

平成・令和 年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

(様式第21 第26条)

電気工事業開始通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

大阪府知事 殿

住 所

電 話 番 号 (— —)

フリガナ _____

氏名又は名称

フリガナ _____

法人にあっては
代表者の氏名

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

- 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
平成・令和 年 月 日 許可 大阪府知事 (— 第 号)
- 電気工事業を開始した年月日 平成・令和 年 月 日
- 営業所

営業所の名称	所在の場所

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

(通知用例示1)

(個人用)

誓 約 書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 殿

住 所

氏 名

私は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」第6条第1項第1号から
第4号までに該当しない者であることを誓約します。

(通知用例示 2)

(法人用)

誓 約 書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 殿

住 所

名 称

代 表 者 の 氏 名

当社および当社の役員は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」第6条

第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約します。